

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	1	究極のゼロカーボン・デジタルタウンを実現するため、脱炭素モデル地域内の容積率、建ぺい率、高さ等の制限に特例を設ける規制改革	本市は、本市と国の脱炭素化の目標を達成するための第一歩として、市内に数ha規模の街を新たに建設、先端技術と大胆な規制改革により、2030年までに「脱炭素」と「エネルギーと経済の地域好循環」を自立的、自走的に実現することを目標としている（グリーンフィールド型の脱炭素モデル地域である「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」の建設）。一方で、取り組みの主たる部分を担うのは民間であり、民間企業と市民が当該地域で脱炭素型の街づくり、そして生活や活動に魅力・メリットを感じ、自らそれを選択する形にしなければ取り組みは継続しないと認識している。住民の意向を踏まえた魅力的な街づくりを実現できれば、住民が環境意識に加えて、魅力・メリットを感じて居住することが期待される。住民の転入が期待されれば、企業の積極的な投資につながり、街が継続的、自立的、自走的に構築・運営されることが見込まれる。	本市は、「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」で培われた技術、知見を市内外に横展開することで、本市並びにわが国、そして世界の脱炭素化と再生可能エネルギーの地産地消、それを通じた経済好循環の確立等に貢献するものと考え、取り組みを進めている（インフラの海外輸出も視野に入れて。）。また、リモートワーク等を活用しながら、自然と文化に彩られた小田原で「豊かさ脱炭素化を両立させた上質な生活」を自分らしく実現できる場として「ゼロカーボン・デジタルタウン」等を構築することにより、「デジタル田園都市国家構想」の先駆けとなって、コロナ禍以降続いている人口の社会増が加速することを期待している。	「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」においては、街をゼロから計画的に建設するため、既存の都市計画関係法令を適用しなくとも、良好な都市環境を構築することが可能である。しかしながら、現行の建築基準法等により、容積率、建ぺい率、高さ等の規制が課されている。このため、住民の意向を踏まえた魅力的な街づくりを進めるうえでの障壁となっている。なお、都市の国際競争力強化等のため、都市再生特別措置法に基づき設置される「都市再生特別地区」においてはこれらの規制が緩和されるが、「脱炭素を目的とした究極のゼロカーボン・デジタルタウン」では「都市再生特別地区」としての指定を受けることができない。また、規制ごと、建築物ごとに特例許可を受ければ規制が緩和される場合もあるが、規制にとられないで魅力的な街づくりを、という本市の目指す姿とは目的、内容ともに異なるものである。	建築基準法第43条（接道要件）、同法第43条の2（同）、同法第46条（壁面の位置）、同法第48条（用途制限）、同法第49条（同）、同法第52条（容積率）、同法第53条（建ぺい率）、同法第53条の2（同）、同法第55条（高さ制限）、同法第56条（斜線規制）、同法第56条の2（日影規制）、同法第58条（同）、都市計画法第8条等	指定された本市内の区域においては、用途規制、容積率、建ぺい率、高さの最高限度、接道要件等の規制にとらわれずに都市計画を策定し、それに基づく街づくりを行うことができるものとする（※）。但し、当該区域内においては、脱炭素社会の実現に資する建築物以外は建築が認められないこととする（ZEB・ZEH・地元産の木材を使用した建築物等を想定）。  （※）都市再生特別措置法上の都市再生特別地区とほぼ同様の取り扱いとすることを想定。  本特例の活用は周辺の生活環境等に影響を及ぼすため、地域住民の合意を得たうえでの計画決定が必要と認識している。 また、本市は究極のゼロカーボン・デジタルタウンの2030年までの構築に向けて、速やかに準備に着手する予定である。	国土交通省	貴市ご提案の「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」を実現する上で、具体的などのような場合において建築基準法等による制限が障壁となるのかが定かではありませんが、用途規制、容積率、建蔽率、高さの最高限度については、用途地域の変更や再開発等促進区を定める地区計画、特定街区等の指定などの現行制度の活用により、構想を実現することは可能と考えられます。また、接道要件の規制については、建築基準法第43条第2項の特定行政庁による特例許可の活用により、構想を実現することは可能と考えられます。貴市の担当部局とよく相談ください。
神奈川県小田原市	2	究極のゼロカーボン・デジタルタウンの内部及び周辺においては、二酸化炭素を排出しない車両のみ通行を可能とする特例を設ける規制改革	本市は、本市と国の脱炭素化の目標を達成するための第一歩として、市内に数ha規模の街を新たに建設、先端技術と大胆な規制改革により、2030年までに「脱炭素」と「エネルギーと経済の地域好循環」を自立的、自走的に実現することを目標としている（グリーンフィールド型の脱炭素モデル地域である「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」の建設）。「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」における脱炭素化を実現するためには、建築物や供給されるエネルギーだけでなく、重要な炭素排出源の一つである自動車についても脱炭素を実現することが必要である。このため、「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」の周辺に炭素を排出する自動車を走行させないことを目標としている。	本市は、本市の脱炭素化の目標（※1）並びに国の脱炭素化の目標（※2）の達成が急がれる中で、「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」で培われた技術、知見を市内外に横展開することで、本市並びにわが国、そして世界の脱炭素化と再生可能エネルギーの地産地消、それを通じた経済好循環の確立等に資することを目的として取り組みを進めている。 （※1）2050年にCO2排出量実質ゼロを達成 （※2）2030年温室効果ガス46%削減、2050年脱炭素社会実現	「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」においては、街をゼロから計画的に建設するため、道路や建築物の配置を工夫することによって、住民の生活の質を概ね維持しつつ、かつ、実効性のある形で車両の流入をコントロールすることが可能である。 一方で、公道の通行は原則として自由であり、必要がある場合（交通の安全と円滑を図る、交通公害等を防止する等）に都道府県公安委員会が規制を行うこととされている。このため、現行法の下では、本市は「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」において、自動車の脱炭素化を進めることができない。	道路交通法第4条等	本市の脱炭素化の実現のために必要があると認められるときは、本市内の指定する道路について、車両等の通行を禁止することができるものとする。 但し、本市の脱炭素化の実現のために支障がないと認められる車両（※）については、通行を認めるものとする（富士山等におけるマイカー規制と類似の取り扱いとする。）。  （※）通行を認める車両や車種が公表されることを想定（EV・FCVを想定）。  本特例を活用した場合、生活の質の維持が可能であっても、当該区域や周辺区域の住民の生活に大きな影響を及ぼすため、地域住民の合意を得たうえでの計画決定が必要と認識している。 また、対象となる道路は、究極のゼロカーボン・デジタルタウンの完成（2030年までに）の後、その内部や周辺の道路を想定しているが、指定することが可能な道路は順次指定されるよう取り組みたいと考えている。	警察庁	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定により、都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置することにより、車両等の通行禁止その他の道路における交通の規制をすることが可能です。そのため、御提案内容の「脱炭素化の実現のため」に、「二酸化炭素を排出しない車両のみ通行を可能とする」交通規制についても、道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認められる場合には、当該交通規制を実施することは法令上可能です。ただし、交通規制の実施は、当該道路や周辺道路における交通流量に影響を及ぼすため、個別具体の道路交通状況や地域住民の御意見等を踏まえて実施の可否の判断をする必要があることに御留意ください。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	3	地元産の木材を使用する建築物について用途制限等の特例を設ける規制改革	<p>森林は重要な二酸化炭素吸収源であるとともに、防災、林産物の供給、生物多様性の保全等の多面的機能を有している。このため、本市は国や県の動きとも歩調を合わせて、また、古くからの城下町・宿場町としての木造建築や工芸品の伝統を活かしながら、公民連携で林業振興に取り組んでいるところである。一方で、脱炭素社会や森林を軸としたエネルギーと経済の地域好循環を実現するためには、更なる取り組みが必要と認識している。取組みが自主的に継続するためには、消費者が積極的に地元産の木材を選択し、それが製材業、そして林業の振興につながって行くスキームを構築することが重要である。このため、消費者が地元産の木材を選択することにつながるようなメリットを提供することを検討している。</p>	<p>住民・事業者等が、環境意識に加えて、メリットを感じることで地元産木材建築物を選択することが見込まれる。</p> <p>地元産木材使用の継続的な拡大は、林業振興に直結するものであり、森林吸収源の維持・拡大による脱炭素社会の実現や森林を軸としたエネルギーと経済の地域好循環の成立が期待される。</p>	<p>技術革新等により木造建築物の安全性は相当の水準に達しており、これまでの規制緩和の効果もあって、近年は木材の活用が進みつつあるものと認識している。一方で、建設費用が割高になることから、神奈川県・本市産の木材の活用推進については、更なる取り組みが必要である。</p> <p>用途制限、行為制限等の規制により、通常は住宅や店舗等が建設できないエリアにおいても、地元産木材を使用した場合のみは建設することができるようになれば、消費者が積極的に地元産の木材を選択することが期待される。しかしながら、現行法の下では、そのような措置を市内全域で講じることは認められていない。</p>	<p>建築基準法第48条及び同法別表第2、生産緑地法第8条、都市計画法第34条等</p> <p>(※1) 原則は本市産の木材であるが、当面は指定する地域の木材を含めることも想定。</p> <p>(※2) 建築物の種類や建築しようとする土地ごとに使用率等の基準を定め、公表することを想定。</p>	<p>本市内において、一定以上の地元産木材（※1）を使用していると認められる建築物（※2）については、建築基準法の規定する用途制限、生産緑地法の規定する行為制限等にかかわらず、建築することができることとする（生産緑地地区内において、農作物等加工施設等の設置を可能とする特例を設けていること同様の取り扱い。）。また、容積率、建ぺい率等について特例を設けることができる。</p> <p>なお、用途制限、容積率・建ぺい率等の特例を適用することが周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある建築物については、特例の適用が認められないものとする。</p> <p>本特例の活用は建物周辺の居住環境等に影響を及ぼすため、市民の合意を得たうえでの計画決定が必要と認識している。</p> <p>また、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したいと考えている。</p>	国土交通省	<p>■建築基準法48条について 建築基準法第52条の容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路等の都市施設の処理能力等とのバランスを保つことを目的としており、地元産木材の使用の有無に関わらず、容積率緩和の手法としては特定行政庁による柔軟な運用が可能な同法第59条の2に基づく総合設計制度を活用する方法等があるため、貴市の提案は、容積率制限の緩和に関しては、現行制度で対応できる可能性があります。</p> <p>また、同法第53条の建蔽率制限は、敷地内に空地をある程度確保することにより、通風等を確保すること等を目的としており、地元産木材の使用の有無に関わらず、同法第46条の壁面線を超えない建築物で特定行政庁が許可したもののについては、建蔽率の制限を緩和できるため、貴市の提案は、壁面線の指定との組み合わせにより、現行制度で対応できる可能性があります。</p> <p>同法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するために設けられている規制であり、地元産木材の使用の有無に関わらず、以下に掲げる用途規制緩和の手法を活用することにより、対応できる可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別用途地区を定めることで、建築基準法第49条第2項を活用する手法。</li> <li>・地区計画等を定めることで、建築基準法第68条の2第5項を活用する手法。</li> <li>・建築基準法第48条ただし書き許可を活用する手法。</li> </ul> <p>■生産緑地法8条について ○生産緑地は、現に農業の用に供されている農地等であり、継続的に農林漁業を営むために必要となる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認められるに限り市町村長の許可を受けて設置することができることとしており、営農の継続を前提に都市の農地を保全することを目的としたものです。</p> <p>○また、生産緑地は都市農地を計画的に保全することに加えて、市街化区域を今後計画的に整備していくために必要な公共施設等の用地をあらかじめ確保することも目的としているため、公共施設等の設置又は管理に係る行為については許可不要としております。</p> <p>○継続的に農林漁業を営むために必要な施設や公共施設等については、生産緑地地区内に設置することができ、その際に地元産木材を使用することは現行制度においても可能です。</p> <p>■都市計画法34条について 建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更（開発行為）を行う際には、公共施設等の整備や防災上の措置を講ずることを義務付けるなど良好な宅地水準を確保するとともに、市街化を抑制すべき市街化調整区域においては市街化を促進するおそれがある開発行為等を抑制するため、都市計画法第29条の許可（開発許可）が必要とされており、許可される開発行為については、必要な公共施設が整備され、市街化調整区域においては無秩序な市街化を促進しないものに限られます。</p> <p>都市計画法第34条は市街化を抑制すべき市街化調整区域において市街化を促進するおそれがある開発行為を抑制するための開発許可の基準であることから、開発区域において建築が予定される建築物の用途、目的、位置、規模等を個別具体的に審査し、市街化を促進するおそれがないかを判断することとなります。したがって、災害リスクの高いエリアにおける建築物の構造など特に考慮する必要がある場合を除き、建築が予定される建築物の資材の種類については市街化の促進への影響を判断する尺度にならないことから、同条の基準においてこれを考慮することは困難です。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	4	電気・ガスの使用量データに係る目的外使用規制の特例を設ける規制改革	<p>本市は、スーパーシティ構想（案）の中で、電気・ガス・水道の使用量データ等を、高性能なスマートメーターや地域マイクログリッドシステムを活用して、本市が一元的に把握（※1）したうえで、データ連携基盤（都市OS）を通じて防災、福祉、環境などの様々な分野で活用する「グリーン&amp;スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）」を構築することを計画している（※2）。</p> <p>（※1）リアルタイム（厳密に言えばリアルタイムではないが、情報の活用方法に応じた適切な頻度。）で計測することで、在宅状況や生活状況まで把握することが可能となる。</p> <p>（※2）個人情報の活用は本人の事前同意が基本である。</p>	<p>CSLIPにおいて、電気・ガス・水道の使用量データ等を、データ連携基盤（都市OS）を通じて様々な分野で簡便に分析・活用することが可能となれば、市民の生命の保護、福祉の増進等に大きく貢献する。なお、電気・ガス・水道の使用量データを突合することで、単体を分析するよりも幅広く、精緻な分析が可能となる。</p> <p>&lt;主な活用分野&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災（災害時のライフラインの確保、避難誘導の円滑化等）</li> <li>・福祉（市民の見守り、在宅療養者の状況把握、生活リズムの把握による市民の健康増進等）</li> <li>・交通・運輸（在宅状況を把握して配達時の不在を防ぐ等）</li> <li>・環境（発電量と電気・ガス・水道の使用量を把握したうえで、きめ細やかな省エネ推進）</li> </ul>	<p>電気・ガス・水道の使用量データを活用すれば、様々な市民サービスが可能となり、現在、産学官で検討や実証実験が進んでいる。</p> <p>しかしながら、電気・ガス・水道の使用量データは以下のとおり扱いが異なっており、実装の妨げとなっている。</p> <p>電気：料金算定以外での使用（目的外使用）を禁止（電気事業法第23条）。災害時等の情報提供は可能（同法第34条）。認定電気使用者情報利用者等協会を通じた提供は可能（同法第37条の3・R4.4施行）。</p> <p>ガス：料金算定以外での使用（目的外使用）を禁止（ガス事業法第54条・第80条）。</p> <p>水道：法令上の定めなし（事業者である各地方公共団体が条例等で取り扱いを定める）。</p>	電気事業法第23条、ガス事業法第54条、同法第80条等	<p>市長は、本市内における電気・ガスの使用量データについて、事業者に対して必要な情報を提供することを求めることができるものとする（※）。</p> <p>事業者は、市長の求めがあった時は、正当な理由がない限り、速やかにその求めに応じなければならない（事前合意に基づきリアルタイムでの情報共有を想定）。</p> <p>なお、市長は提供された情報について、適切に取り扱わなければならない。</p> <p>（※）電気とガスの使用量データの取り扱いを水道の取り扱いに合わせて行うもの。</p> <p>個人データの収集は本人同意を前提とするため、必ずしも市民の合意は必要ではない。一方で、制度の普及を進めるためには、市民への十分な説明と理解が必要と認識している。</p> <p>また、早期のサービス実装を目指して、速やかに準備に着手したい（要件を満たした住宅から順次実装）。</p>	経済産業省	<p>&lt;電事業法&gt;</p> <p>改正電気事業法第37条の3～5に基づき、需要家の同意を得た電力データについては、認定電気使用者情報利用者等協会（認定協会）を通じ、託送業務以外の目的でも第三者が利用が可能となる。認定協会では、リアルタイムデータについても提供の対象にすることを検討しているところである。</p> <p>&lt;ガス事業法&gt;</p> <p>ガス事業法第54条及び第80条においては、託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供することを禁止行為等として規定している。</p> <p>当該規定においては、情報が最終的にどのように伝達されるのか担保不能であるため、ガス事業と全く無関係の第三者に提供することも禁止しているものと解される。このため、市の情報の利用方法等が担保されない中で目的外使用規制の特例を設けることは困難。</p>
神奈川県小田原市	5	グリーン&スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）においてマイナンバー（個人番号）による個人情報の検索・管理を可能とする規制改革	<p>本市は、スーパーシティ構想（案）の中で、電気・ガス・水道の使用量データ等を、高性能なスマートメーターや地域マイクログリッドシステムを活用して、本市が一元的に把握（※1）したうえで、データ連携基盤（都市OS）を通じて防災、福祉、環境などの様々な分野で活用する「グリーン&amp;スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）」を構築することを計画している（※2）。</p> <p>CSLIPを効果的、効率的なものとするためには、複数のデータを、幅広い範囲で、かつ簡便に連携させることが重要であり、それが可能な手段を検討している。</p> <p>（※1）リアルタイム（厳密に言えばリアルタイムではないが、情報の活用方法に応じた適切な頻度。）で計測することで、在宅状況や生活状況まで把握することが可能となる。</p> <p>（※2）個人情報の活用は本人の事前同意が基本。</p>	<p>CSLIPにおいて、電気・ガス・水道の使用量データ等を、データ連携基盤（都市OS）を通じて様々な分野で簡便に分析・活用することが可能となれば、市民の生命の保護、福祉の増進等に大きく貢献する。</p> <p>例：使用量データで生活リズム把握→都市OSを通じて病院が当該情報を入手→電子カルテと連携させ正確な診療・治療へ</p> <p>&lt;主な活用分野&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災（災害時のライフラインの確保、避難誘導の円滑化等）</li> <li>・福祉（市民の見守り、在宅療養者の状況把握、生活リズムの把握による市民の健康増進等）</li> <li>・交通・運輸（在宅状況を把握して配達時の不在を防ぐ等）</li> <li>・環境（発電量と電気・ガス・水道の使用量を把握したうえで、きめ細やかな省エネ推進）</li> </ul>	<p>複数分野でのデータ連携を簡便に行うためには、マイナンバーを活用して必要な情報の検索・管理を行うとともに、必要と認められる場合には第三者に情報を提供することが可能となることが有効である（マイナンバーを活用した個人情報の紐づけ）。</p> <p>しかしながら、現在、マイナンバーの利用範囲はマイナンバー法第9条及び別表第1において、マイナンバーを含む個人情報の提供範囲は同法第19条及び別表第2において規定されており、本市がCSLIPにおいて活用することはできない。</p> <p>マイナンバーを活用しなくとも、個人を識別可能な情報（例：市民ID）を設定し、必要な情報を当該個人識別情報に紐づけるようにすれば、データ連携ができない訳ではない。</p> <p>しかしながら、マイナンバーがあるにも関わらず、市民IDを付与するのは、市民の利便性を損なうものと認識している。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第9条及び別表第1、同法第19条及び別表第2等	<p>マイナンバーの利用範囲はマイナンバー法第9条及び別表第1において、マイナンバーを含む個人情報の提供範囲は同法第19条及び別表第2において規定されているが、本市の都市OS上において、特に市民の福祉の増進に資する事務の処理にマイナンバーを利用することを可能とし、必要な情報を必要な者に対して提供することができるものとする。</p> <p>なお、市長及び情報の提供を受けた者は、個人情報について適切に取り扱わなければならない（本市個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱う予定。）。</p> <p>個人データの収集は本人同意を前提とするため、必ずしも市民の合意は必要ではない。一方で、制度の普及を進めるためには、市民への十分な説明と理解が必要と認識している。</p> <p>また、CSLIPを早期に構築できるよう、速やかに準備に着手したい（要件を満たした住宅から順次実装）。</p>	デジタル庁	<p>マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。</p> <p>また、マイナンバー法別表第1の76の項には「健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が規定されており、当該事務は社会保障制度、税制又は災害対策に関する事務として、同法第9条第1項における個人番号利用事務として規定されている。</p> <p>これらを踏まえ、ご提案のうち防災及び市民の健康増進に関する事務についての実現に当たっては、マイナンバー法第9条第2項の活用を検討いただきたい。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	6	脱炭素化に資する事業を行う場合に所有者不明土地の利用に係る制限等に特例を設ける規制改革	<p>本市は、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーとEVを核とする独自のエネルギー対策に取り組み、再生可能エネルギーの地産地消を軸とした、脱炭素化とエネルギーと経済の地域好循環の実現を目指している。</p> <p>このため、独自に目標を設定し、達成のための取り組みを進めているが、中期的には太陽光発電もEVも増加しているものの、最近伸び悩んでおり、このままでは短期的な目標の達成は厳しい状況にある。</p> <p>他方、他の市町村と同様、本市においても所有者不明土地が増加しており</p> <p>(※)、このような土地に脱炭素化に資する施設を誘致することを検討している。</p> <p>(※)</p> <p>R2年度末で89筆・約2.9ha（固定資産税が賦課される土地のみ）</p>	<p>放置されている所有者不明土地を活用して本市の脱炭素化に資する事業を実施することが可能となれば、本市の脱炭素化が進展し、地域経済にも好影響を及ぼすことが期待される。</p> <p>加えて、荒廃している所有者不明土地が活用されることは、周辺環境の向上に貢献し、地域住民にとっては大きなメリットとなる。</p>	<p>現行制度上、所有者不明土地において整備することが可能な「地域福利増進事業」は地域住民の福祉・利便の増進につながる施設の整備事業である。</p> <p>「脱炭素化の実現に資する事業」を地域で行うことは、必ずしも地域住民が必要と感じている訳ではないため、太陽光発電施設（電気工作物）のように双方に該当する事業も存在するが、「地域福利増進事業」には該当しない事業も多い（例：EVカーシェアリング施設、ZEB・ZEH・地元産材を使用した住宅用の資材置場等）。</p> <p>また、土地の使用期間は最長10年であり、経過後、関係者の同意を得て延長することは可能である。しかしながら、事業開始段階では使用期間終了後に関係者の同意を得て延長することができるか否かが不明であり、土地使用者にとっては大きなリスクとなる。このため、投資の回収に一定以上の期間が必要となる事業での活用が見込まれないが実情である。</p>	所有者不明土地の円滑化等に関する特別措置法第2条、同法第13条第3項等	<p>本市内において、所有者不明土地の円滑化等に関する特別措置法の制限に以下とおり特例を設ける。</p> <p>対象事業：本市の脱炭素化の実現に資すると認められる事業を追加（EVカーシェアリング（駐車場）、ZEB・ZEH（資材置場）、地元産木材（加工所・販売所）等を想定。）</p> <p>使用期間：10年の上限を撤廃し、土地の状況や実施する事業に照らして判断（20年～30年が寿命の太陽光発電用ソーラーパネルであれば当該期間を使用期間として設定。）</p> <p>手続き：事前相談・申請の窓口を市にするとともに裁定に当たっては市長の同意を必要とする</p> <p>対象事業の拡大や使用期間の長期化は周辺住民や所有者の利害に関わるため、本特例は地域住民の合意を得たうえでの計画</p> <p>決定が必要と認識している。また、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したい。</p>	国土交通省	<p>①対象事業の追加について</p> <p>例示されている事業については、具体的な内容次第ではあるものの、例えば次のように、所有者不明土地法第2条第3項に規定する地域福利増進事業に該当するケースもあり得ると考えられます。（いずれにせよ最終的な判断は裁定権者の都道府県知事に依ることとなります。）</p> <p>【EVカーシェアリングのための駐車場】</p> <p>同項第1号の「駐車場法による路外駐車場その他一般交通の用に供する施設」や同項第6号の「広場」に該当する場合</p> <p>【ZEB・ZEHのための資材置場】</p> <p>ZEB・ZEHが同項第1号から第9号までに掲げる事業に該当する場合であって、同項第10号の当該事業「のために欠くことができない」「材料置場」に該当するとき</p> <p>【地元産木材の加工所・販売所】</p> <p>同項第8号の「購買施設」に該当する場合</p> <p>②使用権設定期間の上限の撤廃について</p> <p>土地等使用権の存続期間の延長についての裁定を申請することは、所有者不明土地法第19条に基づき、現行法においても可能とされています。なお、土地等使用権の存続期間については、長期にわたる土地の使用を要するものとして政令で定める事業にあっては20年を限度とすることとする。「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（令和4年2月4日閣議決定）」を第208回国会に提出しています。</p> <p>③手続について</p> <p>所有者不明土地法第43条において、地方公共団体は、地域福利増進事業を実施しようとする者等の求めに応じ、各種の援助を行うよう努めることとされており、その範囲内で市がご対応いただくことは、現行法においても可能とされています。（地方自治法第252条の14第1項において、県が、県の事務の一部を市に委託することも可能とされています。）</p> <p>また、地域福利増進事業の裁定申請に当たっては必要となる書類として、同法第10条第3項において、第3号に規定する利用制限に係る権限を有する行政機関の長の意見書や、同項第4号に規定する事業実施に関して必要となる処分に係る権限を有する行政機関の長の意見書が掲げられており、権限を有する市が意見を表明する機会は、現行法においても確保されているところです。</p>
神奈川県小田原市	7	二酸化炭素を排出しない車両のみ貨客混載を可能とする規制改革	<p>本市は、EVを核の一つとする独自のエネルギー対策に取り組み、脱炭素化の実現等を目指している。このため、独自に目標を設定し、実現のための取り組みを進めているが、EVは中期的には増加しているものの、最近伸び悩んでおり、このままでは短期的な目標の達成は厳しい状況にある。</p> <p>このような状況の下で、EVや、同様に二酸化炭素を排出しないFCVの普及について、更なる取り組みを進める必要がある。多くの事業用自動車を有する旅客・貨物業界において、EV・FCVに限り事業上のメリットを受けることが可能となれば、事業者は環境意識に加えて、経営判断によりEV・FCVシフトを進めることが見込まれる。このようなメリットの提供について模索している。</p>	<p>本市は、マイカーを中心としたEVカーシェアリング等の導入により、EV・FCVの普及を進めているところである。旅客・貨物自動車についてもEV・FCVの普及が推進されれば、本市の脱炭素化に大きく貢献する。</p> <p>加えて、全国で新型コロナウイルスの影響により宅配需要が増加する一方で、本市においては少子高齢化や交通インフラの弱体化が進んでいる中であって、本市における人との輸送サービスを安定的、継続的に確保することが可能となる。</p>	<p>平成29年9月以降、国土交通省自動車局長通知に基づいて、過疎地域に限り、貸切バス、タクシー、トラックにより、同一の車両・運転者・運行管理者等で人と物の輸送サービスを提供する（旅客自動車運送事業と貨物自動車運送事業との「かけもち」により「貨客混載」の輸送サービスを提供する）ことが可能とされている（乗合バスについては全国で提供することが可能である）。</p> <p>過疎地域ではない本市においては、本特例を適用することができない。</p>	平成29年8月7日付 国土交通省自動車局長通知（国自安第97号・国自旅第128号・国自貨第64号）	<p>平成29年9月以降、国土交通省自動車局長通知に基づいて、過疎地域に限り、貸切バス、タクシー、トラックにより、同一の車両・運転者・運行管理者等で人と物の輸送サービスを提供する（旅客自動車運送事業と貨物自動車運送事業との「かけもち」により「貨客混載」の輸送サービスを提供する）ことが可能とされている（乗合バスについては全国で提供することが可能である）。</p> <p>本特例について、EV・FCVを使用する場合に限り、本市においても適用されるものとする。</p> <p>本特例は、住民生活に直接の影響を及ぼすものではないため、必ずしも市民の合意は必要ではないが、制度の円滑な運用のためには、事業者等と十分な意見交換を行い、理解を得ることが重要と認識している。</p> <p>また、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したいと考えている。</p>	国土交通省	<p>貨客混載の実施に当たっては複数の制度があるところ、貴市の提案する事業が貨物自動車運送事業法の規制に抵触するか否かは、個別の運送形態についてより詳細に聞かせて頂いた上で、実質的に判断させていただきたい。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	8	水素ステーション等を設置する場合に用途制限等に特例を設ける規制改革	<p>本市は、本市並びに国の脱炭素化の目標（2050年脱炭素社会実現等）の達成に向けて、取り組みを進めているところである。脱炭素化を実現するためには、建築物や供給されるエネルギーだけではなく、重要な炭素排出源の一つである自動車についても脱炭素を実現しなければならない。</p> <p>そのためには、EVと並ぶ脱炭素に対応した自動車であるFCV（水素自動車）の普及にも取り組むことが重要である。</p> <p>加えて、脱炭素化を進めつつ、エネルギー供給源の多様化を図ることは、本市の都市機能維持のために必要であると認識している。しかしながら、FCV普及のために必要不可欠な水素ステーションについて、現在は本市及び周辺地域には存在しておらず、誘致を進めているところである。</p>	<p>現在、本市及び周辺地域（※）には水素ステーションが存在せず、FCVの普及も進んでいないが、水素ステーションが進出することで、市内や周辺市町村においてFCVの普及が進んでいくことが期待される。EVとともにFCVの普及が進むことで、本市の脱炭素化に貢献するとともに、エネルギー供給源が多様化することにより本市の都市機能が強靱化する。</p> <p>加えて、環境先進都市としての本市を市内外にPRすることも可能となる。</p> <p>（※）東名高速道路や国道一号線が通る交通の要衝であり、また、小田原、箱根、熱海、湯河原をはじめとする国内外に知られた観光地を擁する西湘・伊豆地域には、水素ステーションが存在しない（R3.10.15現在）</p>	<p>水素ステーション経営は、多くの場合、赤字事業であるが、水素の普及は国策であり、事業者の多くは中長期的な視野に立って事業を行っていると考えている。このような状況であるため、水素ステーションの設備整備等には国・県からの高水準の補助を受けることができるが、土地の確保については補助水準が大きく下がる。</p> <p>安価な土地を確保すれば補助の必要性は下がるが、交通量が多い道路に近接している土地のうち、水素ステーションが建設可能な土地は基本的に高価であり、安価な土地は用途制限、行為制限等で水素ステーションを整備できない。この点が、水素ステーション整備に当たった際のボトルネックの一つとなっていると聞いている。</p>	建築基準法第48条及び同法別表第2、生産緑地法第8条、都市計画法第34条等	<p>本市内において、水素エネルギーの普及に資すると認められる施設（水素ステーション、FCVカーシェアリング関係施設等）については、建築基準法の規定する用途制限、生産緑地法の規定する行為制限等にかかわらず、建築することができるものとする。</p> <p>なお、当該施設の建築が周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、特例適用が認められないものとする。</p> <p>本特例の活用は施設周辺の居住環境等に影響を及ぼすため、市民の合意を得たうえでの計画決定が必要と認識している。</p> <p>加えて、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したいと考えている。</p>	国土交通省	<p>■建築基準法48条について 建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するために設けられているものであり、水素エネルギーの普及に資するかどうかに関わらず、以下に掲げる用途規制緩和の手法を活用することにより、対応できる可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家戦略特別区域法第15条又は第16条の2を活用する手法。</li> <li>・特別用途地区を定めることで、建築基準法第49条第2項を活用する手法。</li> <li>・地区計画等を定めることで、建築基準法第68条の2第5項を活用する手法。</li> <li>・建築基準法第48条ただし書き許可を活用する手法。</li> </ul> <p>■生産緑地法8条について ○生産緑地は、市町村が都市計画において定めている、現に農業の用に供されている農地等であり、継続的に農林漁業を営むために必要となる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認められるものに限り市町村長の許可を受けて設置することができることとしており、営農の継続を前提に都市の農地を保全することを目的としたものです。</p> <p>○また、生産緑地は都市農地を計画的に保全することに加えて、市街化区域を今後計画的に整備していくために必要な公共施設等の用地をあらかじめ確保することも目的としているため、公共施設等の設置又は管理に係る行為については許可不要としております。</p> <p>○継続的に農林漁業を営む上で必要でない施設であり、かつ公共施設等に該当しない施設は、生産緑地制度の趣旨に反するため、設置することはできません。</p> <p>■都市計画法34条について 市街化調整区域に居住する者を主たるサービス対象とする水素スタンドの建築を目的とした開発行為については都市計画法第34条第1号の開発行為に、道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる市街化調整区域内の水素スタンドについては同条第9号の開発行為に該当することについて、既に開発許可制度運用指針において示しています。</p>
神奈川県小田原市	9	暗号化された気象予想の都市OS上での共有については「気象予報」とは見なさない特例を設ける規制改革	<p>本市は、本市並びに国の脱炭素化の目標（2050年脱炭素社会実現等）の達成に向けて、再生可能エネルギー、特に、太陽光発電により創出されたエネルギーの地産地消に取り組んでいるところである。一方で、再生可能エネルギー普及後の本市の都市機能を安定的に維持するためには、エネルギーの安定供給が必要不可欠である。エネルギー供給の多様化等、対応策を講じているが、悪天候による発電量の低下が継続することは、特に重大なリスクとなる。</p> <p>このリスクに対しては、本市内の各地域において、ソーラーパネルや蓄電池等に観測器やセンサーを取り付け、収集した気象データを活用し、当該場所の気象予想を行ったうえで関係者が共有、それを基にエネルギーマネジメント（発電量の増加や省エネの呼びかけ、場合によっては市外からの送電。）を行うことが最も効果的な対応であり、実現に向けた検討を進めている。</p>	<p>ソーラーパネル設置場所の正確な気象予報（※）を基に、当該ソーラーパネルの発電量を予測することが可能となり、本市のエネルギーマネジメントの、ひいては都市機能の強靱性が高まる。</p> <p>将来的には、AI等を活用した正確な気象予報が実現することが見込まれるが、そのための実証実験も容易となる。</p> <p>（※）観測器やセンサー等において当該箇所の気象データを継続的に把握し、それを気象庁が公表する気象予報や気象データと突合した上で、AI等も活用して分析することにより、限定された地域において、正確な気象予報が可能となるものと見込んでいる。</p>	<p>現行法上、気象予想を発表する（気象予報を行う）場合には気象庁長官の許可が必要となる。</p> <p>一方で、気象予報そのものを目的とせず、本市内でエネルギーマネジメントを行うために、必要な範囲での気象予測を行い、関係者間で共有することを想定している小規模な太陽光発電事業者に対して、気象予報業務の許可を求めることは困難である。</p>	気象業務法第2条等	<p>本市内において、観測器やセンサー等において入手されたデータなどを基に本市内の特定区域の気象の予想を行い、都市OS等を通じて限られた範囲の関係者が共有する場合にあっては、気象業務法第2条における「観測の成果に基づく現象の予想の〈発表〉」とは見なさないものとする。</p> <p>但し、共有に当たって、情報の暗号化と対象者のみに対するの解釈方法の提供等の手法で、対象者以外の者が当該情報にふれることがないようにされている場合に限るものとする（共有する情報を暗号化したうえで、その解釈ツールを関係者に限り共有しておけば、関係者以外の者がその内容を理解することはできない。）。</p> <p>本特例の活用には、情報漏洩等、一定のリスクが存在するため、市民の合意を得たうえでの計画決定が必要と認識している。</p> <p>また、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したいと考えている。</p>	国土交通省	<p>○気象業務法では、科学的な根拠に基づかない予報によって国民や企業が適切な行動をとるための判断に影響が生じないよう、予報業務許可制度を設け、予報業務を行う事業者には、現象の予想を気象予報士に行わせること等を義務付けている。</p> <p>○今回の提案内容である太陽光発電量の予測は、基本的には予報業務許可の対象外であるが、ご指摘のように、第三者に提供された太陽光発電量の予測から、日射量や日照時間といった気象の予測が逆算できる場合は、気象の予報業務許可の取得が必要となる。計算式が複雑であり、日射量や日照時間が逆算できないようであれば、予報業務許可の対象とはならないことから、どのような計算式で太陽光発電量を予測するかを確認したい。</p> <p>○なお、上記により、予報業務許可の対象となった場合、予報を一般に公開せず、ご提案のように第三者に予報が提供されるとしても（仮に暗号化する等の対応をとっても）、予報業務許可を取得する必要があるとともに、気象庁が発表する警報、注意報、台風情報との関係を正しく理解していただく必要があるなど、関係機関が適切な防災対応等を行う際に混乱させないための方策の検討が必要である。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	10	金融機関が脱炭素関連事業を自ら営むことができるよう、いわゆる「他業規制」の特例を設ける規制改革	本市の脱炭素化の取り組みの主たる部分を担うのは民間企業であり、また、そうでなければ取り組みが自走、継続することはないと認識している。一方、本市においては様々な民間企業・団体が脱炭素関連事業に取り組んでいる状況にあるものの、本市並びに国の脱炭素の目標を実現するためには、更なる担い手の育成や誘致が必要不可欠である。他方、脱炭素化や地域活性化の実現のためには、金融機関が資金調達面で貢献することが強く求められている。また、脱炭素事業への参入は、社会貢献と利潤追求の双方で、金融機関にとっては魅力的である。本市は、このような状況にあって、金融機関には、利潤追求と社会貢献を両立させるため、資金調達に協力するだけでなく、資金力やネットワークを活用して脱炭素化等に資する事業を営んでいただくことを希望している。	本市の脱炭素化について、資金力やネットワークに優れた担い手が参加することにより、自立的、継続的に進展していくことが見込まれる。また、金融機関が本市に積極的に投資を行うことにより、本市の経済活性化につながることを期待される。	金融機関は、銀行法をはじめとする法令において、行うことができる事業（※）が規定されており、それ以外の事業を行うことができない。  （※）基本的に、預金・定期預金等の受け入れ、資金の貸付け、手形の割引、為替取引等のいわゆる「金融事業」のみ行うことができる。システム販売、人材派遣、広告等の限られた業務については、特例が設けられている。	銀行法第10条、同法第11条、同法第12条、信用金庫法第53条、信託業法第21条、労働金庫法第58条、同法58条の2、中小企業等協同組合法第9条の8、農業協同組合法第10条、水産業協同組合法第11条等	金融機関は、脱炭素社会の実現に資すると認められる事業（※）について、銀行法12条などの規定にかかわらず、本市において自ら営むことができるものとする。 （※）ZEB・ZEHの整備・賃貸、再生可能エネルギーの創出・供給、EV・FCVの売買、農林産品の売買等を想定。 本特例は、住民生活に直接の影響を及ぼすものではないため、必ずしも市民の合意は必要ではないが、制度の円滑な運用のためには、事業者等と十分な意見交換を行い、理解を得ることが重要と認識している。また、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したいと考えている。	金融庁 厚生労働省 農林水産省	令和3年5月に成立した銀行法等一部改正法において、銀行は、「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」を営むことができることとなりました。この制度的枠組みの下で、銀行は、その資金力・ネットワーク等を活用して、脱炭素化に向けた小田原市の取組みに貢献することができます。（信用金庫等の協同組織金融機関についても基本的に同様。） ※上記改正は令和3年11月下旬より施行。
神奈川県小田原市	11	金融機関が脱炭素関連事業を営む会社に出資することができるよう、いわゆる「出資規制」の特例を設ける規制改革	本市の脱炭素化の取り組みの主たる部分を担うのは民間企業であり、また、そうでなければ取り組みが自走、継続することはないと認識している。一方、本市においては様々な民間企業・団体が脱炭素関連事業に取り組んでいる状況にあるものの、本市並びに国の脱炭素の目標を実現するためには、更なる担い手の育成や誘致が必要不可欠である。他方、脱炭素化や地域活性化の実現のためには、金融機関が資金調達面で貢献することが強く求められている。また、脱炭素事業への参入は、社会貢献と利潤追求の双方で、金融機関にとっては魅力的である。本市は、このような状況にあって、金融機関には、利潤追求と社会貢献を両立させるため、資金調達に協力するだけでなく、資金力等を活用して脱炭素化等に資する事業に出資していただくことを希望している。	本市の脱炭素化について、担い手の資金力等が強化され、取り組みが自立的、継続的に進展していくことが見込まれる。また、金融機関が本市に積極的に投資を行うことにより、本市の経済活性化につながることを期待される。	金融機関は、独占禁止法並びに銀行法をはじめとする法令において、出資を行うことができる範囲（※）が規定されており、それを超えて出資を行うことができない。  （※）これらの法令が規定する議決権保有制限等により、一般的には5%を超えて出資を行うことはできない。地域商社、地域活性化事業会社、ベンチャービジネス会社等については特例が設けられているが、対象や目的、期限が限られており、本市が想定する、金融機関に脱炭素化の担い手となっていただくことは困難である。	独占禁止法第11条、銀行法第16条の2、同法第16条の4、信用金庫法第54条の21、同法第54条の22、労働金庫法第58条の3、同法第58条の4、同法第58条の5、協同組合による金融事業に関する法律第4条の2、同法第4条の3等	金融機関は、本市において脱炭素社会の実現に資すると認められる事業（※）を営む会社に対して、独占禁止法第11条、銀行法第16条の2、同法第16条の4などの規定にかかわらず、出資を行うことができるものとする。  （※）ZEB・ZEHの整備・賃貸、再生可能エネルギーの創出・供給、EV・FCVの売買等を想定。 なお、ゼロカーボン・デジタルタウン（No7参照）の運営は、地域の産金官が出資した街づくり会社が担うことを想定。 本特例は、住民生活に直接の影響を及ぼすものではないため、必ずしも市民の合意は必要ではないが、制度の円滑な運用のためには、事業者等と十分な意見交換を行い、理解を得ることが重要と認識している。また、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したいと考えている。	金融庁 厚生労働省  公正取引委員会	令和3年5月に成立した銀行法等一部改正法において、銀行は、「地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」や「情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社」を子会社とすること等ができることとなりました。この制度的枠組みの下で、銀行は、出資による貢献を含め、脱炭素化に向けた小田原市の取組みに貢献することができます。（信用金庫等の協同組織金融機関についても基本的に同様。） 銀行等が、神奈川県小田原市において脱炭素社会の実現に資すると認められる事業を営む会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有等しようとする場合、投資事業有限責任組合等を通じ、又は事業支配力の過度の集中等のおそれがないと認められた場合は独占禁止法第11条第1項に基づく公正取引委員会の認可を得て、5%を超える議決権の保有等が可能です。このように、銀行等が会社の議決権を総株主の議決権の5%を超えて保有等することを可能とする制度としての枠組みは用意されていますが、一方で銀行等による事業支配力の過度の集中等を防止し、公正かつ自由な競争を促進する観点から、当該保有等による事業支配力増大の有無、株式発行会社の属する市場における競争上の問題の発生のおそれの有無等について、認可制度を通じて審査される必要があります。